

60歳から65歳までの間、本人の申し出により国民年金に加入して保険料を納めると、老齢基礎年金を増やすことができます。

対象 次のすべての条件を満たす人
 ①国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
 ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人
 ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の人

**60歳から年金を受け取る60～65歳の人へ
国民年金を増やしませんか**

保険料 月額15100円（平成22年度）。月額4000円の付加保険料を上乗せして、年金額を増やすこともできます（原則口座振替）

申請方法 年金手帳、口座振替を希望する通帳・届け出印を持って、保険年金課または各支所市民生活課で手続き

問い合わせ先 保険年金課（市役所1階6番窓口） ☎32・2072

税金 Q&A 死亡した人の市税に関する証明書の交付について

問 先日、相続手続きのために、死亡した父名義の固定資産評価証明書を交付してもらいに市役所の税証明窓口に行ったところ「戸籍謄本を見せてください」と言われました。なぜ、戸籍謄本が必要なのですか？

答 市税の証明書の交付には、本人が申請する場合は本人の印鑑と身分証明のできるもの、代理人が申請する場合は本人の印鑑（法人の場合は代表者印）または委任状と代理人の印鑑と身分証明のできるものがが必要です。

死亡した人に関する市税の証明書を交付するときには、民法に規定されている相続人（相続する権利のある人）の印鑑または委任状が必要となります。そのため、戸籍謄本等で相続人であるかどうかの確認をしています。

問い合わせ先 納税課 ☎32-2012

県内の振り込み詐欺の被害は平成16年中に最悪の数字を記録しましたが、その後は減少傾向にはありますが、いまだに1億円を超える被害（平成21年中）が発生しています。さらに、犯罪の手口も巧妙化・多様化しており、依然として憂慮すべき状況です。このような状況から、振り込み詐欺撲滅の推進力となる条例が4月に制定されました。

県民の役割

- 自分や身近な人が振り込み詐欺の被害に遭わないよう努める
- 県などが実施する被害防止に関する施策に協力する
- 事業者（金融機関や宅配便事業者など）が行う注意の喚起に応じる

被害防止に関する留意事項

《ATM（現金自動預け払い機）の利用》

- 携帯電話を使用しながらATMを操作しない
- 多数の通帳などを使用して、長時間にわたり、または反復してATMを操作しない
- 長時間にわたりATMを占拠しない
- 変装など、容姿が判別されないようにしてATMを操作しない
- 《宅配便の利用》
- 現金を送らない

問い合わせ先 危機管理課 ☎32・2042、津山警察署管内防犯連絡会 ☎25・0110

岡山県振り込み詐欺被害防止条例が施行されました

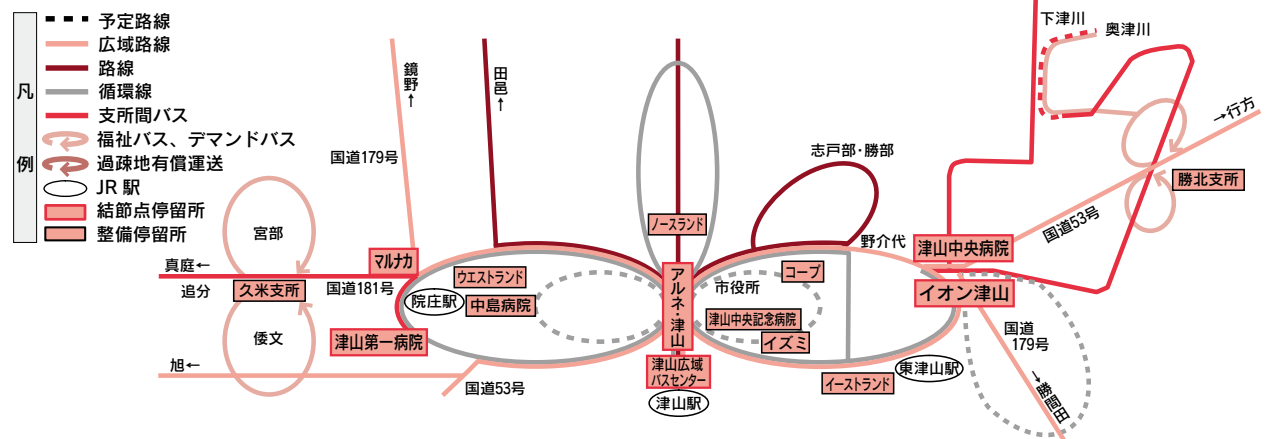
地域公共交通の再編

車社会となる中で衰退してきた公共交通。津山市においても公共交通の利用者は10人当たり1人とどまり、分かりにくく利用しづらい状況となっています。今後、本格的な高齢社会を迎えるうえで、交通弱者の足をどのように確保していくかは、市の大きな課題の一つです。

昨年度、アンケートや地域協議などを実施して見直しを進め、3月に「津山市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。無駄を廃して効率的に再編し、利便性を向上することで利用を促進していきます。

今後3年間で「地域公共交通活性化・再生総合事業」として順次実施し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

- ①支所間バスを利用の多い施設で折り返すことで増便。路線の重複を避け、循環線と接続することで、分かりやすい体系にします
- ②中心部に住む高齢者の買物や通院の利便性を確保するため、低床バスの小循環線を運行します
- ③福祉バスなどを有料化することで受益者負担を適正化。地域の実情に応じた運行をします
- ④路線重複・運賃格差解消のため、市営バスを民間路線とします



問い合わせ先 交通政策課 ☎32-2075

食中毒予防の6つのポイント

- ポイント1 食品の購入**
食品は新鮮なものを選び、購入したらすぐに持ち帰る
- ポイント2 家庭での保存**
持ち帰った食品はすぐに冷蔵庫、冷凍庫に入れる
- ポイント3 下準備**
台所や調理器具は清潔にし、せっけんで手を洗う
- ポイント4 調理**
加熱調理は中心部の温度が85℃で1分以上加熱する
- ポイント5 食事**
料理を室温に放置せず、すぐに食べる
- ポイント6 残った食品**
残った食品を温め直すときも十分に加熱する
少しでも怪しいと思ったら、食べずに捨てる

お弁当づくりの知恵

- 酢や梅干しなどの食材は細菌が増えるのを抑える効果があるといわれています。上手に活用しましょう
- 水分が多いと細菌が増える恐れがあります。おかずの汁気はよく切ってお弁当箱に詰めましょう
- よく冷ましてからふたをしましょう
- できるだけ加熱調理した食品を入れるようにしましょう

問い合わせ先 健康増進課 ☎32-2069

第9次津山市行財政改革 大綱案を諮問

平成22～27年度の行財政改革基本計画である「第9次行財政改革大綱案」を策定し、津山市行財政改革推進委員会に諮問しました。

大綱の3つの柱（取り組む内容）

- 1 行政経営基盤の強化
 - ①業務の簡素化・合理化
 - ②定員・給与の適正化
 - ③組織・機構の見直し
 - ④公営企業、外郭団体等の経営健全化
- 2 財政基盤の強化
 - ①事業仕分け・事務事業の見直し
 - ②補助金、使用料・手数料等の見直し
 - ③施設の見直し
 - ④歳入増の取り組み強化
- 3 地域力強化と市民協働の推進
 - ①共創・協働のまちづくり
 - ②民間活力の有効活用
 - ③市民満足度の向上

問い合わせ先 行財政改革推進室 ☎32・2028

意見募集集中

第9次大綱案の資料は行財政改革推進室または各支所市民生活課で配布しています。市ホームページにも掲載していますので、行財政改革に対するご意見をお寄せください（7月末まで）。

健全で活力ある明日を目指した行財政改革

市町村合併の特定期間が終わる平成26年度以降、段階的に地方交付税が削減され、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

第9次行財政改革では、こうした課題に対応できるように限られた財源と人材を有効に活用し、将来に責任を持てるように中長期的な視点で進めていきます。

大綱は6年間の行財政改革の取り組み方針を定めるもので、策定後、前期計画（3年）策定に着手し、具体的な取り組みを進めます。